

マスコットキャラクター デザインマニュアル

平成26年5月 改正

大阪狭山市

1．はじめに

このデザインマニュアルは、マスコットキャラクターを正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクターが市民の皆様をはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

2．マスコットキャラクターの使用について

- (1) マスコットキャラクターに関する著作権、使用権は大阪狭山市に帰属します。マスコットキャラクターを使用する場合は、「大阪狭山市マスコットキャラクター等の使用に関する要綱」によって使用申請を行い、必ず事前に市の承認を受けてください。
- (2) マスコットキャラクターの表示色は、このデザインマニュアルで示した指定色、又は単色とします。
- (3) マスコットキャラクターのイメージを損なわないよう、はっきり表してください。
- (4) マスコットキャラクターを使用する物件の完成見本は使用申請時に、市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては写真等確認できるものを提出してください。

附 則

このマニュアルは、平成26年5月1日から施行する。

【カラータイプ】



【モノクロタイプ】



【和文ロゴタイプ】

さやりん

【英文ロゴタイプ】

SAYARIN

【展開パターン】



キャラクター色指定

■プロセスカラー



■グレースケール

